

# 美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

美里町と甲佐町（以下「両町」という。）は、令和3年度に「包括連携協定」を締結し、相互の地域資源の活用を図りながら、幅広い分野で連携・協力し、地域の持続的発展に向けた取り組みを推進している。

両町の町民による郷土の魅力再発見及び町外の方へ観光地のPRを目的として、両町内の観光地等をスポットとした、美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業（以下「スタンプラリー」という。）を実施する。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業実施業務
- (2) 業務内容 「美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業実施業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
- (4) 発注者 美里町 甲佐町
- (5) 支払条件 前払いなし
- (6) 提案価格の上限 本業務の提案価格の上限は、4,500千円（税込）とする。  
（美里町分の上限2,250千円（税込）、甲佐町分の上限2,250千円（税込））

## 3 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体又は両町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等について次のいずれにも該当しないこと。
  - ・美里町暴力団排除条例（平成23年美里町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者。
  - ・甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者。
- (6) 熊本県内に本店又は支店（営業所）等を有すること。

#### 4 参加申し込み

参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）等を提出しなければならない。

##### (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要等（様式第3-1号）
- ④ 登記簿謄本の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 登記簿謄本に掲載されている役員名簿一覧（様式3-2号）
- ⑥ 国税、地方税（県税・市町村税）に未納がないことを証明する書類（3ヶ月以内に発行されたもの）

・①～⑥まで、それぞれ正本1部、副本1部ずつ提出すること。

##### (2) 提出期限

令和6年7月11日 午後5時

##### (3) 提出先

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地  
美里町役場砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係  
電話 0964-47-1111（直通） FAX 0964-47-0110

※提出された書類は正本を美里町 美しい里創生課 観光商工係、副本を甲佐町 地域振興課 商工観光係で所有する。

##### (4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

##### (5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

#### 5 企画提案

参加申込書を提出した者は、次により企画提案書（様式第4号）等を提出しなければならない。

##### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第4号）
- ② 本業務の実施体制（様式第5号）
- ③ 業務に関する実績（様式第6号）
- ④ 提案価格（様式第7号）
- ⑤ プロポーザル説明資料（任意様式）

資料は必要最小限とし、過大なものとならないように留意すること。

・①～⑤まで、それぞれ正本1部、副本1部ずつ提出すること。

(2) 提出期限

令和6年7月25日 午後5時

(3) 提出先

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和420番地  
美里町役場砥用庁舎 美しい里創生課 観光商工係  
電話 0964-47-1111 (直通) FAX 0964-47-0110

※提出された書類は正本を美里町 美しい里創生課 観光商工係、副本を甲佐町 地域振興課 商工観光係で所有する。

(4) 提出方法

持参又は郵送 (提出期限必着)

## 6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙 (様式第8号) に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途、電話により提出先へ電子メールの受信確認を行うこと。

(1) 提出先

美里町 美しい里創生課 観光商工係  
(kankoushoukou@town.kumamoto-misato.lg.jp)

(2) メールタイトル

美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業委託に関する質問

(3) 質問提出期限

令和6年7月11日 午後5時

(4) 回答方法

回答は参加申込者に電子メールで回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合があります。

(5) 回答期間

令和6年7月12日 ～ 令和6年7月18日  
※全ての回答が整い次第、速やかに回答する。

## 7 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、次のとおり行うこととする。

(1) 開催日時 令和6年8月上旬

※参加者数等により変更する必要があるため、日時及び場所等の詳細は別途連絡する。

(2) 発表時間

1 事業者あたり 30 分以内

(プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)

(3) 審査会場への入場者

1 事業者あたり 3 名以内

(4) その他

- ・追加資料の配布は禁止するが、企画提案書と共に提出したプロポーザル説明資料と同一の資料を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に美里町 美しい里創生課 観光商工係担当者と協議すること。

8 選定について

(1) 第1次審査（書類審査）

- ・提出書類による書類審査を実施する。
- ・審査結果については、令和6年8月1日に参加申込者に対し通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

令和6年8月上旬

審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会において、次の（3）に記載の審査項目ごとに審査を行うものとする。

(3) 審査項目と配点

審査項目及び各項目の配点（合計 100 点）は下表のとおりとする。

No.	審査項目	評価の視点	配点（点）		
			中項目	大項目	
1	基本的事項	会社概要	・会社の健全性等	5	30
		業務実績	・過去の実績、作成したものが魅力的であるか	5	
		業務目的	・本業務の目的を十分に理解し、その目的を達成することが期待できるか	10	
		スケジュール	・確実に期間内に履行できるスケジュールとなっているか	5	
		実施体制	・確実に履行できる体制となっているか	5	

2	内容評価	システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両町のスポット情報が十分かつ魅力的に紹介され、回遊性の促進と地域経済の活性化に繋がるようになっているか</li> <li>・誰でも参加・応募が簡単な操作で出来るか</li> <li>・賞品の内容が魅力的で、応募区分、当選者数等の設定が適切であるか</li> <li>・効果測定は参加者等の提供情報を正確に収集し、スタンプラリーの効果を把握することができるか</li> <li>・仕様書の内容を上回る独創的な工夫や活用可能な提案はあるか</li> </ul>	50	60
		広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種メディアやSNS、ポスター・チラシ等を活用し、観光誘客に向けた効果的なPR方法が提案されているか</li> </ul>	10	
3	提案価格	導入価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用積算根拠が示され、提案価格が内容に見合ったものであるか</li> </ul>	10	10

#### (4) 得点化の方法

各審査項目の評価は、次のとおり5段階で評価し、得点化する。

評価基準	評価記号	得点化の方法	備考
特に優れている	A	当該項目の配点×100%	各選定委員の採点数の合計の平均において60点(満点の6割)に満たない場合は、契約予定者から除外する。
優れている	B	当該項目の配点×80%	
標準	C	当該項目の配点×60%	
やや劣る	D	当該項目の配点×40%	
劣る	E	当該項目の配点×20%	

#### (5) 総得点が同点の場合の措置

選定委員会による評価の結果、総得点の同点が2者以上あるときは、審査員の多数決により上位を決定する。

#### (6) 選定について

- ・審査の結果は、選定委員会終了後、各提案者に対して文書にて通知する、なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切

受け付けない。

- ・ 審査の結果、総得点が最高得点の者を契約予定者として決定し、両町との協議により契約を締結するが、本プロポーザルでの内容や提案価格等が最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。
- ・ 契約予定者は、契約締結前の協議において、改めて見積書を提出するものとする。この場合、見積額は原則として提案書の提案価格（様式第7号）の範囲内とする。
- ・ 参加者が1事業者であった場合でも、本業務における事業者選定は有効とする。※ただし、6割に満たない場合は、契約予定者から除外する。

## 9 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなったとき。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

## 10 スケジュール

実施内容	日時
公募開始	令和6年7月1日
参加申込書提出期限	令和6年7月11日 午後5時
質問受付期限	令和6年7月11日 午後5時
質問回答期間	令和6年7月12日 ~ 令和6年7月18日
企画提案書提出期限	令和6年7月25日 午後5時
第一次審査結果通知	令和6年8月1日
第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年8月上旬
審査結果通知	令和6年8月中旬

契約締結・受託業務開始	令和6年8月下旬 予定
-------------	-------------

## 11 その他留意事項

- (1) スタンプラリーは、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ横展開型）を活用して実施する事業であるため、交付金活用の際に必要な資料提出を求めることがある。
- (2) 提出書類の作成、提出に係る費用及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等を両町の了解なく公表、使用してはならない。
- (6) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても5年間保存するものとする。
- (7) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、両町と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (8) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により両町の承諾を得たときはこの限りでない。

## 12 問い合わせ先

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地

美里町 美しい里創生課 観光商工係

電話：0964-47-1111

FAX：0964-47-0110

E-mail：kankoushoukou@town.kumamoto-misato.lg.jp